

「有事法制の完結法案と地方自治」

—— 有事関連7法案、3条約・協定案の導くもの ——

中尾 元重(岡山県平和委員会)

朝鮮半島危機から有事関連3法まで

1 自衛隊統合幕僚会議第4室作成文書と自治体

99年3月26日に公表された自衛隊統合幕僚会議のこの文書は、1994年、北朝鮮の核疑惑を理由にした米軍の侵攻計画(「作戦計画5027」)で、米軍から日本に要求された1059項目の兵站・補給の支援要求を整理したもの。

自治体との調整が必要とされた項目

給水、給電、ごみ処理、汚水処理等の処理要領
弾薬輸送について、輸送経路の選定、交通統制、輸送間の警備
公共岸壁の確保及びパイロット、タグボート、船舶修理、荷役人等の港湾支援
港湾における事務所(宿泊・給食機能付き)の確保

安保条約には米軍に対する海外での兵站支援と共同作戦の義務はなく、有事法制もなかったため、最悪の事態が回避された。

2 新ガイドライン(1997年9月)と自治体

日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(ロ) 後方地域支援

「後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力、並びに民間が有する能力を適切に活用する。」
施設の使用(民間空港・港湾等)6項目、後方地域支援(補給・輸送等)20項目の協力項目を例示。

3 周辺事態法(1999年5月)と自治体

第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について、必要な協力を求めることができる。

後方地域支援項目の例示(第3条関係別表第1)

補給・輸送・修理及び整備・医療・通信・空港及び港湾業務・基地業務

4 地方分権一括法(00年4月)

地方自治法

第2条「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」削除。

機関委任事務から法定受託事務となり、国の「助言・勧告」「指示」「代執行」の強い統制が可能に。

自治事務についても「是正の要求」に従う義務が生じ、行政指導を超えて国の権力的関与が広がる。

5 日米共同作戦計画(01年9月署名・02年12月承認)と自治体

「『地方自治体や民間の協力』に関するものも含め、指針に示された事項が適切に反映されるよう配慮することとなっている。」(『日米防衛協力のための指針』の検討状況等に関する質問趣意書・小泉親土参議院議員に対する政府答弁書 03・3・14)

6 武力攻撃事態法(2003年6月)と自治体

(1) 国と地方自治体の役割の定式化(第7条)

国は、武力攻撃事態への対処に関する「主要な役割を担い」、地方自治体は、住民の生命、身体及び財産の保護に関して、「国の方針に基づく措置の実施」にあたる。

(2) 戦争協力を責務とする(第5条)

「武力攻撃事態への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。」

(3) 首長に対する内閣総理大臣の指示・代執行権を認める(第14条・第15条・第16条)

対策本部長は対処措置に関する総合調整を行い(第14条)実施すべきことを指示する(第15条)、地方自治体がこれに従わず、実施できない時は内閣総理大臣自らが実施でき、あるいは他の大臣を指揮して実施させることができる(第15条)。総合調整または指示に基づく措置による損失に対しては必要な財政措置を講ずることとするが(第16条)、総合調整または指示に従わないで受ける損失については補償の対象から外し、強制力を担保している。

周辺事態法では「自治体の協力を求める」段階にとどまっていた。

(4) 地方行政に対する自衛隊の関与(第13条)

対処措置を実施するために、首相は、対策本部長の権限を「指定行政機関の長若しくはその職員に委任することができる」ので、陸上自衛隊の制服幹部が配置されて、総合調整を行い、軍事優先の主導的役割をはたすことになる。

7 自衛隊法「改正」(2003年6月)と自治体

(1) 自衛隊の行動の自由確保と地方公共団体の管理権の剥奪(「改正」自衛隊法第115条)

道路、海岸、河川、港湾、漁港、森林、公園などについて知事や市町村長との事前協議や許可手続きなどの適用を排除するために、自衛隊の行動を制限・阻害する法令に適用除外や特例を設ける。

部隊の移動、輸送...道路法、道路交通法

土地の利用...漁港漁場整理法、港湾法、土地収用法、森林法、土地地区画整理法、都市公園法、海岸法、自然公園法、河川法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏保全区域整備法、都市計画法、都市緑地保全法

建築物建造...消防法、建築基準法

衛生医療...医療法

戦死者の取り扱い...墓地、埋葬に関する法律

(2) 都道府県知事の権限強化(「改正」自衛隊法103条)

都道府県知事は、防衛庁長官又は、政令で定めるものの要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収容することができる。

都道府県知事は、「医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務に従事する者」に対し、指定した業務に従事することを命じることができる。

都道府県知事は、物資の保管、収容のため、必要な時は、立入検査をすることができる。

都道府県知事は、自衛隊の任務遂行の妨げになると認められる時は、立木等を移転・処分し家屋の

形状を変更することができる。
これらの処分を行う場合には、相手方に公用令書を交付して行う。
自衛隊法103条に基づく政令の制定が03年10月8日付けの官報で公布されている。
自衛隊法施行(1954・7・1)以来、初めて公用令書の様式が定められた。

今国会中程の有事完結法案と自治体の責務

1 米軍支援法案

(1) 目的

武力攻撃事態等(武力攻撃予測事態も含む)において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

(第1条)

米軍の行動

米軍が日本国内において軍事活動を展開する場合、行動の自由について日本国の承認が必要となるが、個々の米軍の活動は米軍独自のオペレーションであり、日本国の法令が直接米軍を拘束することはない。極めて屈辱的な事態という他はない。

「国には米軍機の活動を規制・制約する権限はない。住民の差止請求は、我が国の権限の及ぶ範囲を超えた事項について裁判所の命令を求めるものであり失当である。」(横田基地訴訟03年最高裁判決など)

我が国が実施する措置

武力攻撃事態等の全過程で、防衛出動が発令される以前から、国内、公海上の戦闘水域を問わず実施される。

(2) 地方自治体の責務

地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努める。(第5条)

行動関連措置

武力攻撃事態等において、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の米軍の行動に伴い我が国が実施する措置であって、自衛隊その他の指定行政機関が実施するもの。

米軍の行動には「準備のための行動」も含まれる。

(3) 政府の情報提供と「連絡調整」

政府は国民に対し、米軍の行動に係る地域その他の米軍の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行う。(第7条)

政府は米軍の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行う。(第8条)

必要な情報の提供

米軍からの情報自体が限定的であり、政府の政治判断(情報操作)が優先する。

地方公共団体との連絡調整

「国民保護」を名目に自治体や事業者が米軍支援を最優先させられる。

(4) 自衛隊による物品及び役務の提供

内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊に属する物品を米軍に提供する。(第10条)

防衛出動を命ぜられた自衛隊は、行動関連措置としての役務を米軍に提供する。(第10条)

上記以外に防衛庁長官は、自衛隊の部隊等に、役務の提供の実施を命ずることができる。(第10条)

自衛官は、その職務を行うに際し武器を使用することができる。(第12条)

物品及び役務

補給(武器の提供を行う補給を除く。=弾薬は可能)輸送(武器、弾薬の制限規定なし)、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務(第10条4項)

(5) 米軍のための土地・建物の強制使用

内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、米軍の用に供するため土地又は家屋(以下「土地等」という。)を緊急に必要とする場合において、その土地等を米軍の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、駐留軍用地特別措置法の規定にかかわらず期間を定めて、当該土地等を使用することができる。(第15条)

2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が米軍の行動の実施の妨げとなると認められるときは、内閣総理大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる。(第15条)

3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、米軍の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、内閣総理大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。(第15条)

駐留軍用地特別措置法の規定にかかわらず、土地等を米軍の用に供する

駐留軍(米軍)用地特別措置法では曲がりなりにも収用委員会の審理があり、地主の意見表明なども存在していた。今回の米軍支援法ではこれらの手続は丸ごと省略・排除された。

駐留軍用地特別措置法の改悪

1997年 「暫定使用」導入

国が強制使用の申請さえしていれば、使用期限が切れた場合でも、収用委員会が棄却した場合でも、使用を継続できる制度。

1999年 地方分権一括法の中で改悪

・知事や市町村長の権限になっている土地調書への「代理署名」や国の申請書の「公告・縦覧」事務を、国が直接行うようにした。

知事・市町村長の「代理署名」「公告・縦覧」拒否の権限を奪うもの。

・「緊急採決制度」の導入

審理の終了と採決を国が申し立てた場合

原則2ヵ月以内に首相が収用委員会に県の収用委員会が緊急採決しない場合代わって採決できる。

2 特定公共施設等利用法案

(1) 目的

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る。(第1条)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用

武力攻撃事態等とは、米軍の先制攻撃で日本が相手国の脅威にさらされ、日本の領土と周辺で日米両軍の大規模な作戦が展開されている事態である。
この作戦を支えるための兵員や物資の輸送量は膨大なものとなり、港湾、空港、道路の大混雑、電波の混信、不通が予測される。
そこで、港湾、飛行場、道路、海域、空域及び電波を「特定公共施設等」として利用の調整を図ろうとするものである。(第6条)

- (2) 最優先は米軍・自衛隊が
特定公共施設等の優先順位は法案上規定されていない。すべては対策本部長(首相)が特定公共施設ごとに定める「指針」に白紙委任される。
しかし、この法案が次のような法構造を背景にしていることを考えると「米軍優先」の文字はないが、事実上「第1位米軍、第2位自衛隊、第3位民間」となることは確実であろう。。

武力攻撃事態法第22条第2項
↓ ↑
武力攻撃事態法第3条6項
「自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるために」
「電波の利用」、「船舶及び航空機の航行に関する措置」を実施する。
「武力攻撃事態等への対処については...アメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、」

特定公共施設等の優先順位

自治体の長が管理者になっている港湾等の施設は、首長に許可権限が与えられ、それを根拠に実施条例をつくっている。港湾法の改定をしないと、新法の国の権限と港湾法の管理者たる自治体の長の権限が併存し拮抗することになる。
しかしこの場合、港湾法等、関係法令の改定なしに、国の命令権として政府の思いのままに特定公共施設等を利用できることになっている。自治権の破壊
神戸市長から港湾管理権を奪い、神戸港方式を無力化する道につながる。

- (3) 最優先順位を実現させるための手法
港湾の場合(第8条、第9条)
対策本部長が港湾管理者に対し特定の者に優先利用させることを「要請」する。

港湾管理者は、利用許可などの処分を変更または取り消し、船舶の移動(退去)を命ずる。

港湾管理者がこれに従わないときは、内閣総理大臣がその実行を「指示」する。

それでも優先利用が確保できないときは、内閣総理大臣が国土交通大臣を指揮して処分の変更・取り消しまたは強制退去を強行する。
飛行場、道路、電波、海域、空域の場合
港湾の場合とはほぼ同じ。

- (4) 武力攻撃事態等以外への拡張
この法案の適用範囲は武力攻撃事態・予測事態に限らず日米安保条約、「国民保護法」にも適用される。(第2条2項)

3 国民保護法案

第一章 総則

- (1) 地方公共団体等の責務

地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。(第3条2項)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。
国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

- (2) 基本的人権の尊重
国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。(第5条1項)
前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。(第5条2項)

- (3) 国民に対する情報の提供
国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。(第8条1項)

- (4) 都道府県の実施する措置
住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置等
救援の実施、安否情報の収集及び提供等
武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
生活関連物資等の価格の安定等のための措置等
武力攻撃災害の復旧に関する措置(以上第11条1項)
自衛隊の部隊等の派遣の要請(第15条)

- (5) 市町村の実施する国民の保護のための措置
警報の伝達、避難実施要領の策定等
救援の実施、安否情報の収集及び提供等
退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理等
水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
武力攻撃災害の復旧に関する措置(以上第16条1項)
自衛隊の部隊等の派遣の要請(第20条)

- (6) 都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置
都道府県の知事及び市町村の長は、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」)を設置しなければならない。(第27条)
都道府県対策本部の組織

- 都道府県知事（本部長）、副知事、教育長、警視總監又は道府県警察本部長、特別区の消防長、都道府県知事が任命する当該都道府県の職員
市町村対策本部の組織
市町村長（本部長）、助役、教育長、消防長又はその指名する消防吏員若しくは消防団長、市町村長が任命する当該市町村の職員（以上第 28 条）
- (7) 国民保護計画の作成
都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。（第 34 条）
市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。（第 35 条）
- (8) 都道府県国民保護協議会の設置（市町村についても準用）
当該都道府県の措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県国民保護協議会（以下都道府県協議会）を置く。
都道府県協議会は、当該都道府県の区域に係る措置に関する重要事項を審議し、都道府県知事に意見を述べる。
都道府県知事は、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。（以上第 37 条）
都道府県協議会の組織
都道府県知事（会長）、指定地方行政機関の長、防衛庁長官が指定する陸海空自衛隊員、副知事、教育長、警察本部長、当該都道府県の職員、都道府県内の市町村長、指定地方公共機関の役員、国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者。
委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。
都道府県協議会に専門委員を置くことができる。（以上第 38 条）
- (9) 組織の整備
地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備し、措置に関する業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。（第 41 条）
- (10) 訓練
地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。（第 42 条）
- (11) 啓発
政府は、実施する措置の重要性について、国民に対する啓発に努めなければならない。（第 43 条）

第二章 住民の避難に関する措置

- (1) 警報の発令等
警報に定める事項
・武力攻撃事態等の現状及び予測・武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域
・住民等に周知させるべき事項（第 44 条）
対策本部長等による警報の通知
対策本部長は、警報を発令したときは、指定行政機関、指定公共機関等に通知し、総務大臣は都道府県知事に通知する。都道府県知事は、市町村長等に通知し市町村長は住民に伝達する。（第 45 条～第 48 条）
- (2) 避難の指示等
都道府県知事は、避難措置の指示を受けたときは、市町村長を經由して住民に避難を指示する。
避難の指示には避難の経路、交通手段等避難の方法を示さなければならない。（以上第 54 条）
- (3) 内閣総理大臣の是正措置
内閣総理大臣は、所要の避難の指示が都道府県知事により行われない場合には、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。（第 56 条 1 項）
内閣総理大臣は、前項の指示を行ってもなお所要の避難の指示が都道府県知事により行われないときは、又は特に必要があると認める場合に緊急を要すると認めるときは、自ら当該所要の避難の指示をすることができる。（第 56 条 2 項）
- (4) 避難住民の誘導
避難実施要領
市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、直ちに、避難実施要領を定め、住民に伝達し、消防長、警察署長、自衛隊の部隊等に通知しなければならない。（第 61 条）
市町村長による避難住民の誘導等
市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。（第 62 条）
避難住民を誘導する者による警告、指示等
避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。（第 66 条）
都道府県知事による避難住民の誘導措置
都道府県知事は、所要の避難住民の誘導が市町村長により行われない場合には、当該市町村長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。
都道府県知事は、前項の指示を行ってもなお所要の誘導が行われないときは、当該市町村長の職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。（第 67 条）
- (5) 避難住民の運送
都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求めることができる。当該指定公共機関等は正当な理由がない限りその求めに応じなければならない。（第 71 条）
避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置
内閣総理大臣は、避難住民の運送が関係指定公共機関により行われない場合は、当該指定公共機関に対し、当該所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。（第 73 条）

第三章 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 救援の指示
対策本部長は、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものとする。（第 74 条）
- (2) 救援の実施
都道府県知事は、前条の規定による指示を受けたときは、当該都道府県の区域内に在る避難住民等救援を必要としているものに対し、次に掲げるものを行わなければならない。（第 75 条）
一 収容施設の供与

- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産
- 五 被災者の捜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

- (3) 物資の売渡しの要請等
都道府県知事は、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。
前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、当該特定物資を収用することができる。
都道府県知事は、救援を行うに当たり、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる（以上第 81 条）
- (4) 土地等の使用
都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。（第 82 条 1 項）
前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は所在が不明であるため同意を求めることができないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。（第 82 条 2 項）
- (5) 公用令書の交付
前条の規定による処分については、都道府県知事は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して相手方の所在が不明である場合は、事後に交付すれば足りる。（第 83 条）
- (6) 立入検査等
都道府県知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させることができる。（第 84 条）
- (7) 医療の実施の要請
都道府県知事は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。（第 85 条）
- (8) 内閣総理大臣の是正
内閣総理大臣は、所要の救援が関係都道府県知事により行われない場合には、当該都道府県知事に対し、当該所要の救援を行うべきことを指示することができる。（第 88 条 1 項）
内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の救援が当該関係都道府県知事により行われないとき、又は特に必要があると認めるときは、自ら又は関係大臣を指揮し、当該所要の救援を行い、又は行わせることができる。（第 88 条 2 項）
- (9) 安否情報の収集等
市町村長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報（以下「安否情報」）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。（第 94 条）

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

- (1) 武力攻撃災害への対処
地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。（第 97 条）
- (2) 発見者の通報義務等
武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（以下「消防吏員等」）に通報しなければならない。
消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。
市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。（以上第 98 条）
- (3) 緊急通報の発令
都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」）を発令しなければならない。（第 99 条）
都道府県知事は、緊急通報の内容を市町村の長、関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知し、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。（第 100 条）
- (4) 生活関連等施設の安全確保
都道府県知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。（第 102 条 1 項）
都道府県公安委員会等は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を、立入制限区域として指定することができる。（第 102 条 5 項）
- (5) 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止
地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。（第 103 条）
- (6) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処
石油コンビナート等災害防止法規定を適用する。（第 104 条）
- (7) 武力攻撃原子力災害への対処
対策本部長は、都道府県知事に対し汚染の拡大防止のための協力を要請する。（第 105 条）
都道府県知事は、関係市町村長又は都道府県警察に協力を要請する。（第 107 条）

- 指定行政機関の長、都道府県知事は、汚染物の移動の制限、汚染水の給水の制限、交通の遮断等の措置を講ずる。(第107条)
- (8) 市町村長の事前措置等
市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。(第111条1項)
都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら前項の規定による指示をすることができる。(第111条2項)
- (9) 市町村長の退避の指示等
市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の住民に対し、退避をすべき旨を指示することができる。(第112条1項)
都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示をすることができる。(第112条2項)
- (10) 応急公用負担等
市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。(第113条1項)
市町村長は、措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」)の除去その他必要な措置を講ずることができる。(第113条2項)
都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。(第113条3項)
- (11) 警戒区域の設定
市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。(第114条1項)
前項の場合において、都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。(第114条2項)
- (12) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。(第115条)
- (13) 武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示
都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の措置を講ずべきことを指示することができる。(第117条)
- (14) 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示
都道府県知事は、消防庁長官の指示に応じ、市町村の長に対し消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。(第119条)
- (15) 保健衛生の確保への協力
地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。(第123条)
- (16) 廃棄物処理の特例
地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。(第124条)
- (17) 文化財保護の特例
都道府県の教育委員会は、国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するため、所有者等がその保護に関し必要な措置命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。(第125条)
- (18) 被災情報の報告
市町村長は、収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。
都道府県知事は、前項により収集し、又は報告を受けた被災情報を、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。(以上第127条)

第五章 国民生活の安定に関する措置等

- (1) 生活関連物資等の価格の安定等
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国民生活安定緊急措置法、物価統制令其他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。(第129条)

第六章 復旧、備蓄その他の措置

- (1) 必要な物資及び資材の備蓄等
地方公共団体の長等は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。(第142条)
- (2) 備蓄物資等の供給
都道府県知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。(第143条)
- (3) 避難施設の指定
都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。(第148条)
- (4) 交通の規制等
都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(第155条)
- (5) 電気通信設備の優先利用等
地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があ

るときは、電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。(第156条)

(6) 赤十字標章等の交付等

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、赤十字標章法の規定にかかわらず、避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者等に対し、医療のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別させるため、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。(第157条)

第七章 財政上の措置等

(1) 損失補償等

地方公共団体は、物資の売渡し土地等の使用等の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。(第159条)

(2) 損害補償

地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。(第160条)

第八章 緊急対処事態に対処するための措置

(1) 国、地方公共団体等の責務

国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態)においては、対処方針を定めるとともに、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
地方公共団体は、緊急対処事態においては、国が定める対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び関係機関が実施する措置を総合的に推進する責務を有する。
指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。(以上第172条)

(2) 国民の協力等

国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。(第173条)

第九章 雑則(略)

第十章 罰則

次に掲げる者は、刑罰を科する。

- (1) 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止又は防除及び軽減のための措置命令に従わなかった者
一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (2) 原子炉等に係る武力攻撃災害の発生又は拡大の防止のための措置命令に従わなかった者
一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (3) 物資の保管命令に従わなかった者
六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- (4) 国際的な特殊標章等をみだりに使用した者
三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- (5) 通行の禁止、制限に従わなかった車両の運転者
三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- (6) 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置命令に従わなかった者
五十万円以下の罰金に処する。
- (7) 土地若しくは家屋の使用又は物資の収容に関し、立入検査を拒み、妨げ、忌避した者
三十万円以下の罰金に処する。
- (8) 物資の保管に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三十万円以下の罰金に処する。
- (9) 武力攻撃原子力災害について通報をしなかった原子力防災管理者
三十万円以下の罰金に処する。
- (10) 国宝等の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者
三十万円以下の罰金に処する。
- (11) 警戒区域又は立入制限区域への立入りの制限若しくは禁止又は退去命令に従わなかった者
三十万円以下の罰金又は拘留に処する。
- (12) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上記の(1)(2)(7)(8)(9)に該当する場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。